

[人材採用版]
[雇用調整版]

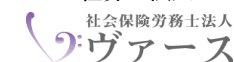
人材紹介会社



×

社労士法人

社会保険労務士法人



助成金給付に関する サポートのご提案

2009年度版



助成金サポートの概要・助成金について

1. 採用（正社員）する場合

社会保険労務士法人
ヴァース
【社労士法人ヴァース】

採用を円滑に促進するために
国や自治体からの助成金給付制度をサポート

【採用支援（株式会社富士誇）】

FUJICO
CORPORATION



人材の紹介 → 採用

2. 雇用調整（リストラ）する場合

【再就職支援（株式会社富士誇）】

FUJICO
CORPORATION

雇用調整・リストラ



社会保険労務士法人
ヴァース
【社労士法人ヴァース】

採用を円滑に促進するために
国や自治体からの助成金給付制度をサポート

(助成金の定義)

厚生労働省が所管の支援金。
条件さえ満たせば、全ての
企業が支給対象になります。
返済不要。

(助成金の活用対象)

労働者の雇用、
教育訓練の実施、
福利厚生の実施などの目的
で助成金の活用が可能です。



【御社】

(助成金の種類)

50種類以上。
適合する助成金は専門の
社会保険労務士がコンサル
ティングいたします。

採用活動促進は、企業の新陳代謝を高めます！

導入実績（社員を採用した場合）

【企業情報】

企業名： S社
業種： 特定派遣業
資本金： 2億1000万円
社員数： 897名
所在地： 東京都渋谷区
業界： IT系



【採用の背景】

業績拡大には大規模プロジェクトの獲得や顧客の新規開拓が必要だが、新規プロジェクトへの人材配置のためには新規雇用が最重要課題。

【採用支援企業のソリューション】

年間の採用計画を達成するために、経験ある人材を採用コンサルティング会社を使い採用を行う。

企業の事業部門買収を実施。垂直的な増員により、ノウハウと人材の確保を行った。

採用人数
9名

給付額
755万円

【対象助成金】

- ・ 中小企業基盤人材確保助成金（生産性向上）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金
- ・ 中小企業雇用安定化奨励金
- ・ 中小企業労働時間適正化推進助成金 など

【給付額】

- 中小企業基盤人材確保助成金（生産性向上）より
システムエンジニア 1名140万円×3名=420万円
アドミニストレータ 1名30万円×3名=90万円
- 中小企業動労時間適正化推進助成金より社内業務改善責任者 100万円
- 特定求職者雇用開発助成金より社内業務改善スタッフ 60万円
- 中小企業雇用安定化奨励金より 35万円

- その後、5名の契約社員を正社員化しさらに
- 中小企業雇用安定化奨励金より50万円を支給

合計755万円を受給

【給付スケジュール】

採用開始から4ヵ月後～1年6ヶ月に給付

人材を採用する場合の主な助成金

助成金制度に関しては平成20年11月1日現在の制度です。
申請にあたっては詳細な条件などがありますので事前にお問合せ下さい。

1. 中小企業基盤人材確保助成金(生産性向上)

- ①設立24ヶ月以上の会社で、
前年度の(営業利益+人件費+減価償却費)÷社員数 \leq 8,085,000円
であること
- ②生産性向上基盤人材を採用すること

基盤人材1人当たり140万円、それ以外の社員30万円
支給上限：基盤人材5名、一般人材5名
一般人材は基盤人材の採用数まで
小規模事業主の場合は180万円、40万円

2. 中小企業基盤人材確保助成金(新事業進出)

- ①設立24ヶ月以上の会社であること
- ②新事業に進出すること
- ③新事業進出に当たり300万円以上の設備投資を行うこと
- ④基盤人材を採用すること

基盤人材1人当たり140万円、それ以外の社員30万円
支給上限：基盤人材5名、一般人材5名
一般人材は基盤人材の採用数まで

3. 特定求職者雇用開発助成金

- ①民間の職業紹介会社から紹介を受けること
- ②60歳～64歳の人、母子家庭の母、障害者を採用すること

採用した社員の雇用形態などにより30万円～120万円

4. 職場体験講習受講

リストラ対象者の職場体験講習を実施し
離職後1ヵ月以内に雇入すること

対象者1人当たり5万円
(但し、同意雇用開発促進地域において、地域雇用開発計画に
定められた計画期間内に雇入れを行う場合は、10万円)

導入実績（雇用調整・リストラの場合）※アウトプACEMENT導入

【企業情報】

企業名： E社
業種： アウトソーシング
資本金： 4億円
社員数： 7,370名
所在地： 東京都品川区
業界： 半導体系

【雇用調整の背景】

不採算プロジェクトであるWeb開発チームを整理し、社員の雇用調整を行いたい

【再就職支援企業のサービス内容】

再就職が必要な社員の方へ向けて、専任コンサルタントが一人一人に合った最適な企業情報の提供や、面接のコーディネート、採用条件・入社日の調整等、再就職に関わる事の全てをサポート。

対象人数

10名

給付額

380万円

【対象助成金】

- ・再就職支援給付金
- ・職場体験講習受講
- ・休暇付与 など

【給付額】

- 再就職支援給付金 エンジニア10名 30万円×10名=300万円
- 職場体験講習受講 10名 4,000円×10名×10日=40万円
- 休暇付与(10日) 10名 4,000円×10名×10日=40万円

合計380万円を受給

【給付スケジュール】

開始から4ヵ月～又は再就職後約4ヶ月後に給付

雇用調整する場合の主な助成金

下記のいずれかの手続きを行う必要があります。

1. 雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けること
2. 雇用保険法施行規則に基づく求職活動支援基本計画書を作成し、都道府県労働局長又は公共職業安定所長に提出すること

助成金制度に関しては平成20年11月1日現在の制度です。

申請にあたっては詳細な条件などがありますので事前にお問合せ下さい。

1. 再就職支援給付金

- ① リストラ対象者の再就職支援を民間の職業紹介会社に委託すること
- ② 社員退職の日から2か月以内（45歳以上は5か月以内、雇用調整方針対象者は6か月以内）に再就職を実現すること

●中小企業の場合 ⇒ 委託費用の1/3

支給上限： 1人当たり30万円まで、同一の計画等につき300人まで

●中小企業以外の企業の場合 ⇒ 委託費用の1/4

支給上限： 1人当たり20万円まで、同一の計画等につき300人まで

※対象社員が新規・成長15分野の会社へ再就職した場合10万円加算されるケースあり

2. 職場体験講習受講

リストラ対象者に対し、再就職先となり得る会社において職場体験講習（その期間が3日以上のものに限る）を受講させ、受講した日に通常の賃金の額以上の額を支払うこと

1人当たり日額4,000円

支給上限：1人当たり休暇30日分まで

職場体験講習受講者1人当たり2万円を加算

（新規・成長15分野の会社を開拓した場合は、さらに2万円を加算）

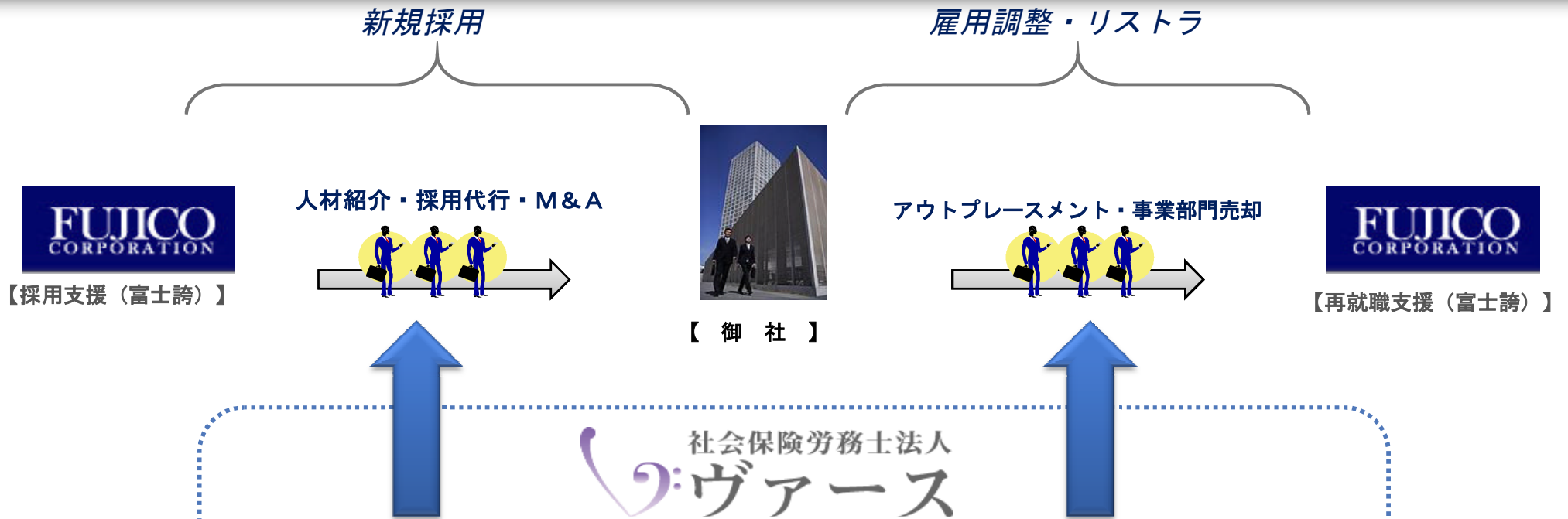
3. 休暇付与

リストラ対象者に対し、求職活動等のための休暇を付与し、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うこと

1人当たり日額4,000円

支給上限：1人当たり休暇30日分まで

完全成功報酬型のフルサポートを実施します。



新規雇用における
助成金の給付サポート

雇用調整・リストラに
おける助成金の給付サポート

完全成功報酬型の料金体系 助成金給付額の20%

※お支払時期は、助成金給付後の翌月末になります。

【サポート内容について】

- ・面倒な手続きの一切を代行いたします。
- ・手続き等の作業は、専門の社労士がコンサルタントとして担当します。

契約・実施内容・スケジュールについて

【契約と実施内容】

フェーズ	実施内容	実施担当者	備考
ご契約について	ご発注書へのご捺印	ヴァース 社会保険労務士	業務開始前にご注文書への捺印をお願いします。
	業務委託契約書の締結	ヴァース 社会保険労務士	業務開始前にご契約書への捺印をお願いします。
	機密保持契約書の締結	ヴァース 社会保険労務士	業務開始前にご契約書への捺印をお願いします。
助成申請手続き	適合する助成金を順次申請	ヴァース 社会保険労務士	助成金の適合を行い順次申請します。
必要書類	会社謄本・給与台帳他	ヴァース 社会保険労務士	必要書類のご提出後は全て社会保険労務士が代行します。

【スケジュール】

	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
提案								
ご発注								
助成金試算								
申請手続き								
助成金の受給開始								